

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷四十四第

行發日一月三年二十和昭

論叢

賣上税の課税方法 法學博士 神戸正雄

國民生命史觀 經濟學博士 石川興二

貸借對照表の問題 經濟學博士 蜷川虎三

時論

輸入統制の目的 經濟學博士 谷口吉彦

研究

國際的再保險と爲替相場の變動 經濟學士 佐波宣平

シユラーの保護貿易論 經濟學士 岡倉伯士

ミツダルの貨幣論について 經濟學士 服部新一

說苑

土地利用組合に關する一資料 經濟學博士 八木芳之助

スタハノフ運動 經濟學士 大塚一朗

農民の税外負擔 經濟學士 柏井象雄

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

農民の税外負擔

——特に部落協議費に就いて

柏井象雄

一 問題の範圍

(一) 部落協議費の研究 農村經濟の窮乏・委任事務費の重壓、此等の事實に基く農民の租税負擔特に地方負擔の過重、此等が農村經濟乃至農村財政の實情であつた。廣田内閣がその税制改革の目標中に中央・地方を通ずる税制の根本的整理なる項目を掲げてゐたのもかゝる理由に基くものであつた。そして今や農民の租税負擔特に地方税負擔が著しく軽減されようとしてゐる。

然し乍ら農民の經濟生活を壓迫するものは、必ずしも租税負擔のみでは無い。此の他に幾多の公課所謂税外負擔がある。此等の税外負擔の中にあつても特に重要な部分を占めてゐるのは部落協議費である。部落協

農民の税外負擔

議費とは一般に「各戸の申合せに依り其の部落中に於ける公益上の協議に依り、又は協議に基き施行する事業の費用であつて、市町村の手の及ばざるものか、又は市町村として取扱い難いものである。」と云はれてゐる。且之に屬するものとして、道路の小修繕・街頭點火・渡船・撤水・清潔法の施行・産業獎勵・災害豫防・夜警・神社寺院の修繕・冠婚葬祭・入退營兵の送迎・家族慰問・窮民救濟・各種納税獎勵等に關する協議に基き定められた費用が舉げられてゐる。¹⁾ 従つて原則としては部落協議費は市町村財政の範圍外にある筈である。然し乍ら部落協議費の中には市町村財政からはみ出して部落に轉嫁された部分が多分に含まれてゐる。しかも此等は部落民に賦課されるのであるから、かくれた租税負擔としての性質も多分に持つてゐる。特に此の傾向は農村に於て甚だしい。例へば東北のある農村の如きは村税の制限外課税を行はず、部落協議費を以て村財政を援助してゐるとさへ云はれてゐる。²⁾ 従つて部落協議費負擔をも併せて考慮する事に依つて、農民の租

1) 沙見博士、部落協議費の研究(經濟論叢第四十一卷第一號)

2) 沙見博士、同上

税負擔に關する問題は一層明瞭に理解する事が出来るのである。のみならず部落は地方團體の最小單位であり、部落協議費の研究は地方財政研究の出發點としても極めて重要な意義を持つてゐる。

かゝる理由に基いて私は農民の税外負擔を見るに當つて特に問題をその部落協議費負擔に限定した。

農林省農務局は昭和九年度の實情に就いて農村及び都市に於ける税外負擔を調査してゐる。即四十四市町及び百七十三ヶ村を選んで、夫々の税外負擔として(一)法令に準據する産業團體(農會・商業會議所・耕地整理組合・水利組合・畜産組合等)(二)法令に準據せざる産業團體(農家小組合・商工會・出荷組合・各種同業組合・養蠶組合・副業組合等)(三)産業に關せざる團體(部落・青年團・女子青年團・在郷軍人會・赤十字社・愛國婦人會等)等に關する負擔状況を調査してゐる。その結果に依れば一戸當負擔は農村の方が都市よりも遙かに重くなつてゐる。且農村の總負擔額は(一)法令に準據する産業團體、六一二、一一三圓(二)法令に準據せざる産業團體、七五、八三一圓(三)産業に關せざる團體、四五二、二〇三圓、中部落協議費、三三五、四八七圓である。

又内務省地方財政概要は部落協議費を土木及水利費・神社及寺院費・警備費・事務及事務所費・衛生費・勸業費・その

他の七項目に分つて、夫々に就いて次の様な數字を掲げてゐる。⁴⁾

土木及水利費	一五、三二二、六一三	三六・七%
神社及寺院費	六、六九〇、一八八	一六・〇
警備費	三、九一七、三三七	九・四
事務及事務所費	三、八六六、一九四	九・二
衛生費	二、四〇〇、七九五	五・七
勸業費	一、七九一、〇二〇	四・二
其の他	七、六九〇、一八三	一八・二
合計	四一、六七八、二五〇	一〇〇

部落協議費の財源は寄附金或は部落有財産よりの収入に依る場合もあるが、通常は直接部落民に賦課する方法をとつてゐる。即(一)土地又は税を標準とするもの(地價割・段別割・税額割等)(二)資力を標準とするもの(資力割・見立割等)(三)生産を標準とするもの(生産割・收購割等)(四)家屋戸数を標準とするもの(平等割・戸數割・家屋割等)(五)人畜を標準とするもの(人頭割・牛馬割)(六)氏子檀徒を標準とするもの(氏子割・檀徒割等)等の方法に依つて部落民に負擔せしめてゐる。⁵⁾

(二)標準的農村 調査の對象としては特に兵庫縣美囊郡口吉川村を選んだ。且資料は内務省が昭和九年度の事實に就いて全國に互つて行つた標準的農山漁村財政調

- 3) 農林省農務局、農村及び都市の負擔並財政狀況調査の概要(昭和九年度)昭和十一年一月
- 4) 内務省地方局、地方財政概要(昭和十年度)
- 5) 汐見博士、前掲書

査及び行政調査の結果を用ふる事とした。口吉川村は此等の調査に當つて兵庫縣に於ける標準的農村として選ばれたものである。然して口吉川村は總戸數五百七十戸中その七割迄が農耕に従事してゐる。生産額に於ても農耕産が最も重要な部分を占めてゐる。即總生産額約四十八萬圓中約三十三萬圓が農耕に依つてゐるのである。従つて完全な純農村であると云ふ事が出来る。只年々産出する米の大半を酒米として灘地方に賣却する結果、村經濟が灘地方の酒造業者に多分に依存してゐる事、明治四十三年に優良農村として内務大臣の表彰を受けた事等が同村の特長である。然し乍ら内務省は標準的農山漁村を各府縣に就いて選ぶに當つては、貧村にも非ず富裕村にもあらざるものを求めた。従つて口吉川に於ける調査はある意味に於て全國農村の平均的な姿を示すものとして、或は全國農村の一縮圖と見る事が出来る筈である。

二 部落協議費負擔

農民の税外負擔

(一) 村財政の概要 村民の部落協議費負擔を見るに先立つて、一應村財政の大要を理解しておく必要がある。(イ) 經費・歳入 村財政の大要を教へる可き資料として、その經費並びに歳入を昭和九年度決算に就いて示せば次の如くである。

(i) 經費			
神社費	六〇	統計調査費	四九
會議費	二一八	警備費	八〇
役場費	五、二五〇	財産費	一三〇
小學校費	一四、四〇二	諸税及負擔	九
農業補習學校費	一、八一六	雜支出	三七
學事諸費	七〇	供進金	八
青年訓練所費	四一九	選舉費	二
傳染病豫防費	四一	寄附金	二二七
隔離病舎費	八四	補助金	一、四六七
勸業諸費	五四九	土木費	二、四七三
地方改良費	五七	合計	二七、四五五
(ii) 歳入			
財産收入	一、六一四	縣補助金	一、九八三
使用料及手数料	九七一	雜收入	一二二
交付金	五一一	村税	一四、六九五
國庫下渡金	四、七六五	寄附金	一、一八四

國庫補助金 五三八 合 計 二九、二六八
繰越金 二、八八二

即經費に於ては小學校費と役場費とに依つて總額の三分の二を占めてゐる。小學校費のみに依つても總經費の半額を占めてゐる。小學校費の大部分は所謂委任事務費に屬するものである。

役場費の中にも委任事務費に屬す可き部分が含まれ、その他の經費の中にも委任事務費たる可き部分がかかりに上つてゐる。従つて全國の農村財政の例に洩れず、所謂委任事務費が村財政にとつて可なりの負擔となつてゐると云ふ事が出来る。

歳入に於ては村稅收入が總歳入の半額に上つてゐる。之に次ぐものは市町村義務教育費國庫負擔法に基いて國庫より支給せられる國庫下渡金並びに其他上級團體より支給せられる補助金收入である。従つて村財政は一方に於ては所謂委任事務費に依つて可なりの重壓を感じつゝも、他方に於ては上級團體よりの補助金に依つて或程度潤ほされてゐるのである。

(ロ) 租稅負擔 村民の經濟生活を繞つて、國稅體系・

縣稅體系・村稅體系がある。彼等の經濟生活が此等の租稅體系の課稅物件と交錯する毎に夫々の租稅を負擔する。然して村民の負擔する租稅額は昭和九年度に於て次の様な割合になつてゐる。國稅には直接國稅の他に間接國稅がある。然し乍ら間接國稅は轉嫁の過程を通じて負擔するものであり、その負擔額は複雑な計算の後始めて與へられるものである。従つて此處には國稅負擔としては直接國稅に關する數字のみを掲げた。

直接國稅		縣稅		村稅	
地租	六、〇六九 ^四	計	六、七五三	計	一一、八七七
所得稅	四三九	地租附加稅及特別地稅	八、七七九	地租・特別地稅附加稅	四、四四三
その他	二四五	家屋稅	七〇六	戶數割	七、四九三
		雜種稅	一、七九七	家屋稅附加稅	三五一
		その他	五九五	雜種稅附加稅	一、六七一
					三六%

その他	三三三
計	一四、二九一
計	三二、九二一
合計	一〇〇%

更に之を一戸當に就いて見れば直接國稅十一圓八十四錢・縣稅二十圓八十三錢・村稅二十五圓七錢總計五十七圓七十五錢となつてゐる。即ち租稅負擔中最も大なる部分を占めてゐるのは村稅であり、之に次いで縣稅・直接國稅の順序となつてゐる。

又之を種別に見れば、地租・特別地稅及びその附加稅に關する土地負擔が一九、二九一圓に上り第一位にあり、戸數割・雜種稅及びその附加稅が夫々七、四九三圓・三、四六八圓で之に次いでゐる。

(ハ) 稅外負擔 村民は此等の租稅の他に、村農會・部落協議費・養蠶實行組合・出荷組合・青年團等に關する所謂稅外負擔を課せられてゐる。即ち表の如くである。

村農會	二、六八五	部落協議費	一一、九二一
養蠶實行組合	三八	出荷組合	一〇〇
青年團	七八		

此等稅外負擔中に於て最も大きな部分を占めてゐる

農民の稅外負擔

のは部落協議費である。之を租稅負擔と比較するも部落協議費は村稅負擔に次ぎ、縣稅及び直接國稅の上にある。

(ニ) 部落協議費負擔 口吉川村は十七部落に分れ、各部落が夫々部落協議費を支出する事に依つて部落財政を營むと共に、村財政からはみ出した部分を賄つてゐるのである。部落協議費の内容は土木費・勸業費・教育費・警備費・衛生費・社寺費の六項目に分類され、夫々の様な使途に直けられてゐる。

- 土木費 道路・河川・溜池の修繕等
- 勸業費 害蟲驅除・部落共同農具購入等
- 教育費 兒童の學校備品購入等
- 警備費 消防用費用・ポンプの修繕等
- 衛生費 傳染病患者に關する費用
- 社寺費 社寺の修築・寄附その他祭典等に關する費用等

然して此等の費用は戸數割・地租割・段別割・戸別割等の方法に依つて原則として部落民に賦課されてゐる。各部落は協議費を賦課するに當つて夫々次の様な方法を採用してゐる。

久次(戸數割・段別割)・里脇(地租割・段別割・戸數割)・楨(戸數割・地租割)・吉祥寺(戸數割・地租割)・馬場(戸數割・段別割)・蓮花寺(戸數割・段別割)・東中(戸數割・段別割)・西中(地租割・段別割・戸數割)・西畑(地租割・段別割)・保木(地租割・戸數割・段別割)・楮原(戸數割・段別割)・東(戸數割・段別割)・大島(段別割・地租割・戸數割)・善祥寺(段別割・戸數割)・笹原(戸數割・地租割)・殿畑(戸別割・戸數割・地租割)・桃阪(段別割・戸數割)

戸數割は村税戸數割を賦課標準とするものである。云はゞ戸數割に對する部落附加

税とも云ふ可きものである。戸別割は各戸に平等に負擔を割り當てるものである。地租割及び段別割は夫々地租額及び部落内に所有する耕地面積を基準として賦課するものである。従つて此等の方法に依る時は部落外の土地所有者に對しても部落協議費が賦課される事になる。然し乍ら一應此の點を考慮外に置き、各部落の部落費が夫々の

部落民に賦課されてゐるものとして、夫々の部落協議費負擔額を算出すれば次表の如くである。(單位圓)

部落	戸數	土木費	勸業費	教育費	警備費	衛生費	社寺費	合計	一戸當負擔
久次	六五	一、二〇	五〇	六	六五	二〇	七五	二、一九	三九、九五
里脇	四〇	二、九	五三	三〇	三〇	一〇	七〇	四一	一三、九七
楨	五二	五〇〇	三〇	四〇	七五	六	一、五	七六	一五、〇〇
吉祥寺	八	六	五	四	六	三	五	六	九、五〇
大島	六五	六、五	六	一	三	一、八	二、八	八、三	一〇、〇〇
善祥寺	七	四〇	六	三	五	二	一、八	七四	一〇、五七
笹原	三七	六〇〇	三〇	三〇	四	八	八〇	七六〇	二、六六
南畑	七	五、四	一、三	三〇	二、五	二	七〇	七四	一〇、〇七
殿畑	七	一、〇七	一、五〇	五〇	一、〇	二〇	一、七〇	一、六一	三、三九
保木	三	五、一	一、六〇	三	八	四	一、五	九、三	四、五〇
楮原	元	四、五	一、八	一、九	六	五	二、二	七、一	一、九三
東	一五	八	二	八	三	八	一、〇〇	二、七	一、五三
馬場	一〇	一、〇	一、一	五	七	三	五〇	一、七	一、五七〇
蓮花寺	一四	二、七	一、三	六	二	四	七、七	三七	三、三七
東中	四	一、五〇	三〇	六	三	二〇	三〇	五、八	一、三三
西中	三	三、〇	一、〇	二、五	四	二、五	二、五	六、五	三、五〇
桃阪	三	一、五	二、〇	一、五	三	一、五	六、五	七、一	三、三七
合計	五七〇	七、四五	七、八	三、五	七〇〇	一、七三	二、五〇〇	二、九三	一〇、九一
%		六二・五	六一	二・一	五・八	一・四	三・八	一〇〇	

前表に依つて之を見れば、口吉川村民の部落協議費一戸當負擔額は二十圓九十一錢である。且保木部落の一戸當負擔額四十一圓五十錢を最高とし、吉祥寺部落の一戸當負擔額九圓五十錢を最低としてゐる。部落協議費は原則として部落内の事業の爲に使用されるものであるから、大なる額を支出してゐる部落に於ては、夫丈大なる施設を部落民が享受してゐるとも考へられる。然し乍ら夫は當然部落民に依つて負擔されるものであるから、他面に於ては夫丈部落民の經濟生活を壓迫するものであると云ふ事が出来る。殊に一戸當總租稅負擔が約六十圓なるに對して、保木部落の如き部落協議費負擔額が約四十圓に上つてゐる事は注意すべき事實である。

次に部落協議費中に於て最も重要な部分を占めてゐるのは土木費であり、之に次ぐものが社寺費である。即土木費は六二・五%・社寺費は二一・八%に上つてゐる。之に次いで勸業費六・一%・警備費五・八%・教育費二・一%・衛生費一・四%の順序となつてゐる。

土木費の中には部落有溜池の修築の如く當然部落の負擔すべき部分もあるが、その中には當然村財政に依つて負擔される可き部分も含まれてゐるのである。例へば部落に關係のある道路に關する費用の如きすべて部落協議費に依つて支辨すべき事となつてゐる。即村財政からはみ出して部落に轉嫁された部分が含まれ、その結果極めて大なる額に上つてゐるのである。かゝる場合には之に伴ふ部落民の負擔はかくれた租稅負擔としての性質を多分に帯びてゐる。

三 部落協議費に關する問題

以上農民の部落協議費負擔の一事例として兵庫縣の一農村に關する實情を見た。もとより之は一農村に關する實情に過ぎない。然し乍ら此處に擇んだ口吉川村は内務省の調査に於て標準的農村として指定されたものである。従つて之を以て全國農村の事情をも類推する事が許される筈である。

從來部落協議費に關する研究は殆ど行はれた事がな

かつた。にも拘らず部落協議費負擔は農民の經濟生活に於ては、從來しきりに論議された租税負擔にも劣らず極めて重要な部分を占めてゐるのである。例へば口吉川村に於ては直接國税・縣税・村税の一戸當負擔額が夫々十一圓八十四錢・二十圓八十三錢・二十五圓七錢なるに對して部落協議費の一戸當負擔額は二十圓九十一錢に上つてゐる。

且部落協議費の中にあつても最も大なる割合を占めてゐるのは土木費である。此の事實は地方財政概要に從つて全國の實情に就いて見るも全く同様である。土木費の中には國或は縣の支辨すべきもの、或は村財政に依つて當然賄はる可き部分が多分に含まれてゐるのである。⁶⁾土木費に限らずその他の費目にあつても村財政からはみ出して部落に轉嫁された部分のある事は疑無い事實である。従つてたとへ村財政に於て經費が節減され、之に伴つて村税負擔が輕減されたとしても、或は近く行はれる可き税制整理の結果村税負擔が輕減されたとしても、村財政に依つて當然支辨される可き

部分が部落協議費の中に轉嫁され、部落民に依つて負擔されたる事となれば、農民の租税負擔は實質上に於ては決して輕減された事にはならない。租税が形を變へて負擔された事になるのである。かくて村財政の内容乃至村民の租税負擔は部落協議費をも併せて考慮する事に依つて、始めてその規模乃至内容が明瞭に示されるのである。

更に又他方にあつては部落協議費そのものに關しても、已に汐見博士に依つて提供された、⁷⁾(一)部落協議費を解消して之を村財政に吸収せしむ可きか、(二)部落協議費を尊重し村財政の一部を割いて之を部落協議費に加へる可きか、(三)部落協議費を二種に分ち一を協議費として存続せしめ、他を村財政に包含せしむ可きか、の三個の根本問題が將來に残されてゐるのである。

本調査は學術振興會の援助に依つて行つたものである。

6) 山口磊吉、部落費に就いて(自治研究九卷三號)參照

7) 汐見博士、前掲書